

令和3年3月11日
小美玉市都市建設部都市整備課

小美玉市耐震改修促進計画の計画期間の延長について

小美玉市では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）。以下「耐震改修促進法」という。」に基づく「小美玉市耐震改修促進計画」を策定し、耐震改修等の促進を図っています。

このような中、国において「基本方針」の見直しが検討されていることから、茨城県では「茨城県耐震改修促進計画」の計画期間を令和3年度まで延長しました。

本市においても県と同様に、現行の「小美玉市耐震改修促進計画（平成28年3月策定）」で平成32年度（令和2年度）までとしている計画期間を1年延長し、令和3年度までとします。

次期「小美玉市耐震改修促進計画」の策定については、県が見直し予定の「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、令和3年度以降に策定予定とします。

<計画期間の延長>

現行計画期間：平成28年度～平成32年度（令和2年度）

変更後計画期間：平成28年度～令和3年度